

令和6年度四日市市女性起業家育成支援事業業務委託 仕様書

1. 事前説明会、起業支援講座、ジャンプアップ講座、歴代受講生との意見交換会、公開プレゼンテーション・交流会の実施

(1) 業務の目的

女性の感性や独創的な発想をもって起業を志す女性をサポートすることで、市内で活躍する新たな担い手を創出し、地域経済の活性化を目指す。

(2) 講座等の対象者

市内在住者または市内で起業する意思のある女性のうち、①～③のいずれかを満たす方

- ①基礎知識の習得を含め起業に関心がある方
- ②既に基礎知識を習得し、起業を目指している方
- ③すでに起業している方

※応募多数の場合は、初めて受講する方、市内在住の方を優先する。

(3) 事業内容

(事前説明会)

講座への参加を呼びかけることを目的に、事前に事業の趣旨を説明するとともに参加検討者への質疑応答の場等を設けること。

(起業支援講座)

対象者①、②を対象に、基礎知識の有無にかかわらず参加が可能となるように、起業に係る基礎知識および応用知識の習得から、事業計画の作成までを包括し、かつ創業者として「経営、財務、人材育成、販路開拓」を含めたカリキュラムとすること。

(ジャンプアップ講座)

対象者①、②、③を対象に、委託期間の範囲において、創業後に直面する課題解決を目的とした、公認会計士、税理士等の専門家による創業者の「経営、財務、人材育成、販路開拓」を含めたカリキュラムとすること。

(歴代受講生との意見交換会)

過去の受講生と受講後の変化や実績など意見交換を行う機会を設けること。なお、上記の講座内でその場を設けることも可能とする。

(公開プレゼンテーション・交流会)

受講生を対象に、事業計画等のプレゼンテーションを実施し、その後、情報交換

の効果的な場として交流会を行うこと。なお、創業支援機関や企業等にも参加していただくこと。

(その他)

上記に掲げる事業は、オンラインでも参加できるようにすること。また、受講生が子どもの一時預かりを希望した場合は、適宜対応すること。

(4) 実施回数

(事前説明会、公開プレゼンテーション・交流会、歴代受講生との意見交換会)

各1回以上

(起業支援講座)

全8回以上（1日2回程度、1回90～120分程度）。受講者15人程度。

(ジャンプアップ講座)

全6回以上（1回90～120分程度）。受講者20人／回程度。

なお、公開プレゼンテーション・交流会の開催にあたっては、市内外の企業、団体等多様な主体と連携し、協賛金を得て実施することも可能とする。但し、協賛金を得て実施する場合は、本委託契約との経理区分を明確にすることとし、当事業を拡充するものに限り支出すること。また、協賛企業の選定については、事前に市と打合せを行うこと。

(5) 実施時期

(事前説明会)

起業支援講座前に実施すること。

(起業支援講座)

四日市志創業応援隊が実施する事業を考慮するとともに、開講時間の設定を女性が参加しやすいように配慮すること。

(ジャンプアップ講座、歴代受講生との意見交換会)

委託契約期間内に実施すること。

(公開プレゼンテーション・交流会)

起業支援講座およびジャンプアップ講座終了後、委託契約期間の終了までの間に実施すること。

(6) 受講料について

(起業支援講座・ジャンプアップ講座)

各講座、受講生一人あたり5,000円とすること。なお、受講料については、市の歳入とする。

(7) 委託期間

契約の日から令和7年3月21日まで

(8) 開催場所

四日市市内（四日市市地場産業振興センターの貸館利用を推奨）

2. 委託業務内容

- (1) 事前説明会の企画、実施
- (2) 講座カリキュラムの企画、実施、講師の選定、手配
- (3) ジャンプアップ講座の企画、実施、講師の選定、手配
- (4) 公開プレゼンテーション・交流会の企画、実施、ファシリテーターの選定、手配
- (5) テキスト等の作成・配布
- (6) 受講生の募集、個別のフォロー（ヒアリング等）
- (7) 会場の手配（設営・片づけ等）
- (8) 公開プレゼンテーション・交流会における創業支援機関や企業等への周知
- (9) 受講後受講者の感想等取りまとめ
- (10) 委託業務終了後の実績報告書の作成、提出

※講師料（交通費・宿泊費等含む）、教材料、会場使用料、広告料等は、委託料に含むものとする。

3. 事業実施報告書の作成

事業実施時の写真を含む事業実施報告書を作成すること。また、受講生のうち「経営、財務、人材育成、販路開拓」の4分野すべてを受講した方は特定創業支援事業を受けた者と認定するため、氏名、住所、連絡先、受講日等を記載した名簿を作成すること。

なお、公開プレゼンテーションについては、協賛を得て行う場合、協賛金にかかる部分の収支決算書を添付すること。

4. 委託料の支払

委託料の請求及び支払いについては、以下のとおりとする。

- (1) 委託料は前金払1回および完了払とする。前金払については、契約締結後、請求書に基づき、委託料の30%以内を支払う。
- (2) 受託者は、業務完了後、事業実施報告書を添えて、本業務に係る委託料を請求するものとする。
- (3) 委託者は、(2)の規定による請求があったときは、履行確認の後、請求を受けた日から30日以内に委託料を支払わなければならない。

5. その他

- (1) この仕様書に定めのない事項については、受託者と市が必要に応じて協議するものとする。
- (2) プロポーザルにおける提案書の内容及びヒアリングの回答は本契約に含む。
- (3) 事業終了後の受講者の起業状況等の情報について、担当課から依頼があった場合は、情報提供を行うこと。

【 注意事項 】

(1) 個人情報の取り扱いに関する事項

この契約による業務を行うに当たり個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。）を取り扱う場合においては、別に定める「個人情報取扱注意事項」を遵守すること。

(2) 暴力団等不当介入に関する事項

1. 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年四日市市告示第28号）第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

2. 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

- (1) 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力をすること。
- (2) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。
- (3) (1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

(3) 障害者差別解消に関する事項

1. 対応要領に沿った対応

- (1) この契約による事務・事業の実施（以下「本業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領（平成29年2月28日策定。以下「対応要領」という。）に準じて、「障害を理由

とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。

(2) (1)に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領に示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

2. 対応指針に沿った対応

上記1に定めるもののほか、受託者は、本業務を履行するに当たり、本業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。